

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製造作業に従事していた。
- 2 請求人は、同年〇月〇日、当日の勤務を終え、原動機付自転車で自宅に向かう途中、対向車線を右折してきた普通乗用車と衝突して負傷した。請求人は、同日、C病院に受診し、「左手関節・肩挫傷・捻挫、右膝挫傷」と診断され、同月〇日、D整形外科に転医し、「頸椎捻挫、右膝関節捻挫、腰椎捻挫、右肩挫傷、両肘挫傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、残存する障害は少なくとも障害等級第14級である旨主張する。請求人に残存する可能性のある障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び医学的所見等から、神経症状、せき柱の変形障害及び運動障害、上肢及び下肢の機能障害等であると認められるので、以下検討する。

##### (2) 神経症状について

E医師の平成〇年〇月〇日付けの診断書には、「両肘関節疼痛あり、腰椎、前屈後屈動作で疼痛あり、左手関節尺側に疼痛あり、頸部痛あり、腰痛あり」と記載されているが、その原因となるような異常所見の記載は見当たらない。

また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け障害の状態に関する意見書において、神経症状について処置が必要な程ではないとして、障害の程度に関し「非該当」と判断している。さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、打撲の後遺障害として、疼痛が高度に続くことは考え難いとして、精神的な要因を示唆した上で「障害認定の等級には該当せず」と判断している。

当審査会としては、改めて一件記録を精査したが、請求人が主張する両肘、両手首、腰から背中、頸、右膝に神経症状の原因となるような異常所見は認められず、F医師及びG医師らの意見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、請求人の疼痛は障害等級に該当しないと判断する。

##### (3) せき柱の変形障害及び運動障害について

まず変形障害について検討すると、頸部及び腰部の画像所見について、F医師もG医師も著変を認めておらず、また、せき柱の骨折も認められず、変形障害は認められない。

次に運動障害について検討すると、F医師による平成〇年〇月〇日付け「障

害の状態に関する意見書」に記載された頸椎及び腰椎の運動範囲の計測結果からは、請求人の頸椎及び腰椎の可動域角度が参考可動域角度の1/2以下に制限されているとは認められない。

以上のことから、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、請求人には障害等級に該当するせき柱の変形障害及び運動障害は認められないと判断する。

(4) 上肢及び下肢の機能障害について

E医師は平成○年○月○日付けの診断書に肘関節の運動範囲を記載し、F医師は平成○年○月○日付け「障害の状態に関する意見書」に膝、肩及び肘の運動範囲を記載しているところ、いずれも認定基準で定める健側又は参考可動域の3/4以下に制限されているとは認められず、決定書理由に説示するとおり、障害等級に該当しないものと判断する。

(5) 以上のことから、当審査会としても、請求人には、障害等級に該当する障害は認められないと判断する。

(6) なお、請求人は、自賠責保険において後遺障害等級が第14級と認定されている旨を主張するが、自賠責保険と労災保険は制度の趣旨、目的が異なり、後遺障害について必ずしも同一の評価がなされるものではなく、また、請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

#### 4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。